

東京海上日動、インターリンク、NPO法人NVOCC CLUB

「荷主と運送人の責任範囲」でセミナー 天災時の責任・リスクを知る

東京海上日動とインターリンク、NPO法人NVOCC CLUBは10月16日、東京都千代田区の東京海上日動ビル新館で「荷主と運送人の責任範囲と荒天遭遇における責任」をテーマにセミナーを開催した。第一部では、東京海上日動総合営業第二部商社・ロジスティクス第一室の村端洋之課長代理が「天災時における貨物保険について」と題して、インターリンクを踏まえ、外航貨物海上保険における天災や自然災害を事故実例を参考に説明した。第二部では、岡部・山口法律事務所（山口修司弁護士）が「荷主と運送人の責任範囲と荒天遭遇における責任」をテーマに講演。過去の判例例を基にB/Lにおける荷主と運送人、それぞれの責任関係に加えて、最近増えている天災における運送人の責任範囲について解説した。



多くの関係者が出席した

FOB部分への 運送保険付保、 貿易条件のター ムチェック検討 など必要

第一部で村端氏は、9月4日に日本に上陸した台風21号による神戸港でのコンテナの被害状況などを報告した上で、台風などの天災による損害に対する保険の補償範囲などについて解説した。まず、貨物保険の種類は大きく分けて「モノ保

険」と「賠償責任保険」の二つがあるとし、賠償責任保険については、「陸上運送業者や海上輸送業者など、賠償責任保険を付保する業者の賠償責任が発生しない限り、基本的に保険は発動しない」と述べた。

「賠償責任保険」当該内容に準じている。標準倉庫寄託約款において、基本的には天災は免責で、責任を負わないとされている」と説明した。

（運送保険）の代行付保の可否に関する荷主を交えた検討が求められる。また、各関係者が天災時における自社の責任リスクを知り、その対応策を検討することが必要となる」との考えを示した。

さらに、標準自動車貨物運送約款第44条5号で『地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災』を免責としているものの、それぞれの事案において、運送人に過失がある場合には免責というわけにはいかない」と述べた。

改正商法や荒天遭遇等の不可抗力解説

続いて、今回の天災であらためて認識された課題・顧客から寄せられた声として、コンテナヤードに保管していた出航前のFOB輸出貨物がタメ

上、海上、航空運送を問わず適用される。過失責任といえども、責任を免れるために注意義務を尽くす必要がある。NVOCCは通常過失はないと考えられるが、外国では責任を負わされる可能性がある」と解説。「荷主人は改正商法の施行に向けて、注意義務を尽くして、危険物と、そつでないものをしっかりと仕分け、危険物に関しては

複合運送に関する規定

原因又は事象で、運送人が注意を尽くしたとしても回避することができない結果を免責としており、この規定によって、運送人は単に台風、強風、高潮だけでなく、できるだけのことをしても避けられなかった場合に免責となるだろう。事故に遭わないように、ただの注意を尽くしたかということがポイントになる」との考えを示した。



村端氏



山口氏

タームチェック検討（FOB・CIF等）▽運送業者へのモノ保険（運送保険）の代行付保の依頼を挙げた。運送業者・フォワーダーについて

天災による事故に遭わないように注意を尽くすことがポイント

不可抗力の場合の運送人の責任については、海上における天災などの不可抗力は国際海上物品運送法4条2項2号で免責となっているとした上で、「陸上における不可抗力は、NVOCC CLUBの船荷証券約款19条1項（H）において、『運送人が避けられない

災その他類似の事故によって生じた損害は補償対象外となる。